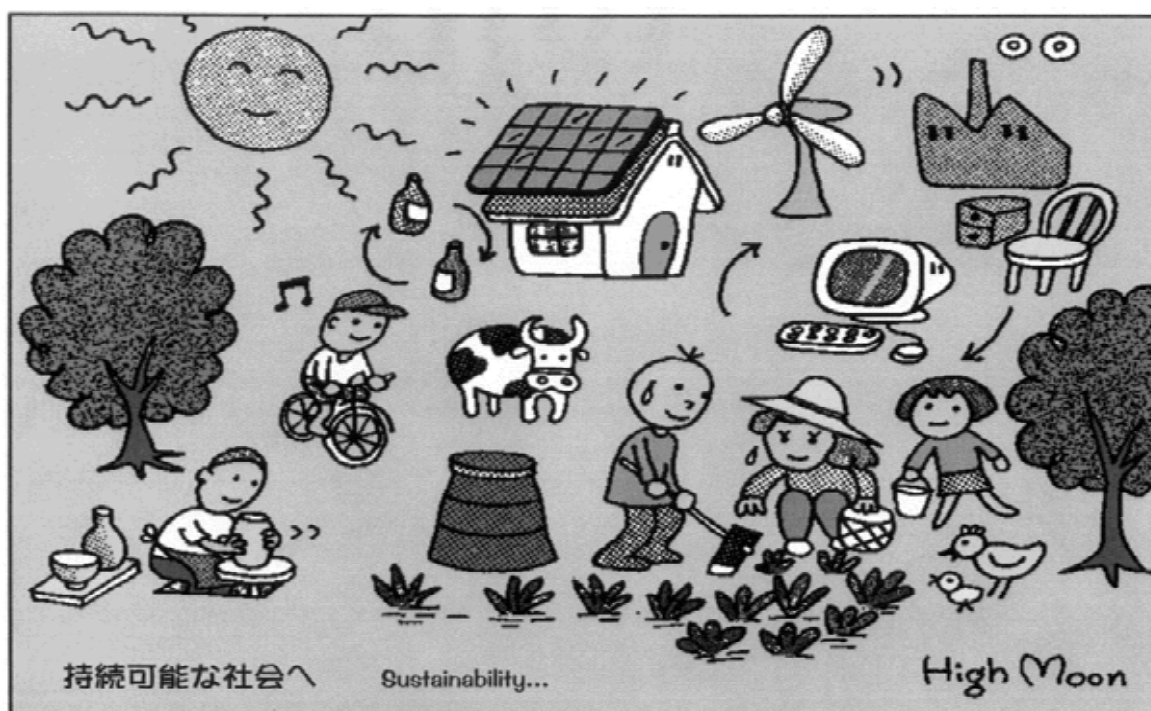


【平成16年度～22年度】

新京都市産業廃棄物処理指導計画

～^{みやこ}京のさんぱい戦略21～



豊かな未来はきっと来ます。

Working together for a harmonious existence.

平成16年3月

京都市環境局

目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	4
第3節 基本方針	5
1 基本理念	5
2 計画の期間	6
第2章 産業廃棄物の現状と課題	8
第1節 産業廃棄物の現状	8
1 市域における産業廃棄物の発生状況	8
2 市域における産業廃棄物の処理状況	9
3 市域内・外への流出入状況(広域移動状況)	13
4 不適正処理の状況	15
5 PCB廃棄物の保管状況	16
第2節 旧計画の施策実施状況と目標達成状況	17
1 旧計画の施策実施状況	17
2 旧計画の目標達成状況	18
第3節 産業廃棄物処理の課題	19
1 資源循環に関する課題	19
2 適正処理に関する課題	20
3 社会意識の高揚に関する課題	21
第3章 循環型社会を目指して	22
第1節 目指すべき循環型社会の将来像	22
第2節 計画の目標	23
1 政策目標	23
2 数値目標	26
第4章 目標達成に向けた京都市の取組	30
第1節 (政策目標1)発生抑制と再生利用の推進	30
第2節 (政策目標2)資源循環の「環」の拡大	35
第3節 (政策目標3)適正処理の推進・不法投棄撲滅	44
第4節 (政策目標4)社会意識の高揚	52
第5章 計画の円滑な推進のために	56
第1節 事業者,処理業者,市民及び京都市の役割	56
1 事業者の役割	56
2 処理業者の役割	57
3 市民の役割	57
4 京都市の役割	58
第2節 計画の実施,進行管理	59

[表紙挿絵]

ハイ・ムーン氏(高月 紘 京都大学教授(京都大学環境保全センター長))作
「環境漫画カレンダー2001」(日本環境保護国際交流会編集)より転載

巻末資料

資料1 廃棄物とは

1. 廃棄物の分類
2. 産業廃棄物の種類と具体例

資料2 産業廃棄物種類別・業種別の発生量等(平成13年度)

1. 産業廃棄物種類別・業種別の発生量(平成13年度)
2. 産業廃棄物種類別の再生利用率・減量化率・埋立処分率(平成13年度)
3. 全国値との比較

資料3 循環型社会形成推進のための関係法令の概要

資料4 旧計画の施策実施状況

資料5 排出事業者に対する意向調査結果

資料6 数値目標について

1. 数値目標の算定方法
2. 産業廃棄物種類別及び業種別の発生抑制率・再生利用率・埋立処分削減率
3. 目標達成の効果(温室効果ガス排出量)の算出方法
4. 国, 個別リサイクル法, 業界団体等の目標値一覧

資料7 京都市域における産業廃棄物処理施設の設置に係る考え方

資料8 京都市の市勢概況と物質循環

資料9 「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」

1. 条例の概要
2. 条例全文

資料10 市民意見概要と計画での対応(市民意見募集パンフレットに基づく意見)

資料11 Q&A

資料12 用語索引

資料13 京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会

1. 委員名簿
2. 検討経緯

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

我が国の経済発展に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、人々に便利で快適な生活をもたらす一方、天然資源の浪費と膨大な廃棄物の発生による最終処分場の逼迫や不法投棄、不適正処理等の深刻な社会問題を引き起こしています。

今日、このような従来型の社会システムから廃棄物の「リデュース(Reduce):排出抑制」,「リユース(Reuse):再使用」,「リサイクル(Recycle):再生利用」という、いわゆる3R^{*1}の原則に基づく循環型社会^{*2}への移行が喫緊の課題となっています。

京都市では「京都市基本計画」に定める「環境共生型都市・京都」の実現に向け、平成15年度までに達成すべき数値目標とそれに向けて取り組む施策を定めた「京都市産業廃棄物処理指導計画」(以下、「旧計画」といいます。)を平成11年に策定し、これに基づいて「リサイクルガイドブック」などによる排出事業者への指導啓発や「環境パトロール隊」の発足などの施策に取り組んだ結果、旧計画に定めた数値目標は、全て達成の見込みとなっています。

一方、旧計画策定以降5年を経過し、この間、循環型社会の形成に関する基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定を初め、廃棄物処理法の改正、自動車リサイクル法等個別品目の特性に応じた法律の制定など新たな法体系が整備されたことや環境問題に前向きに取り組む事業者が増加したことなど、産業廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、行政全般については情報公開の拡大と市民参加の推進などの新たな動きが見られます。

このような背景のもと京都市では、さらなるステップアップを図るため、従来の行政指導というスタイルから、事業者、処理業者、市民、行政が協働して取組を進める 計画策定から進行管理、評価の各段階における情報公開と市民参加を推進する 生産、流通、消費のそれぞれの段階において資源循環と環境負荷の低減を配慮するなど の新たな視点を加え、新しい目標値や平成16年度以降に取り組む施策等について「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(愛称:京のさんばい戦略21)を策定したものです(図1-3-1参照)。

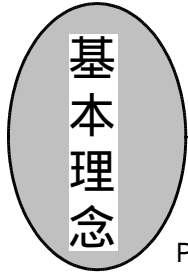
*1 3R

循環型社会形成推進基本法では基本原則として、排出抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(マテリアルリサイクル:Material Recycle)、熱回収(サーマルリサイクル:Thermal Recycle) 適正処理 という優先順位が定められました。理由として、一般的に環境負荷の小さいものをより優先するという考え方に基づくもので、大量廃棄、大量リサイクル等は、それに伴う新たなエネルギー投入や環境への負荷を生じることから、まず発生抑制を最も優先することとしたことなどが挙げられます。

*2 循環型社会

社会における物質循環を確保することにより、鉱物資源や化石燃料等の天然資源の新たな投入が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会(第3章・第1節 目指すべき循環型社会の将来像 参照)

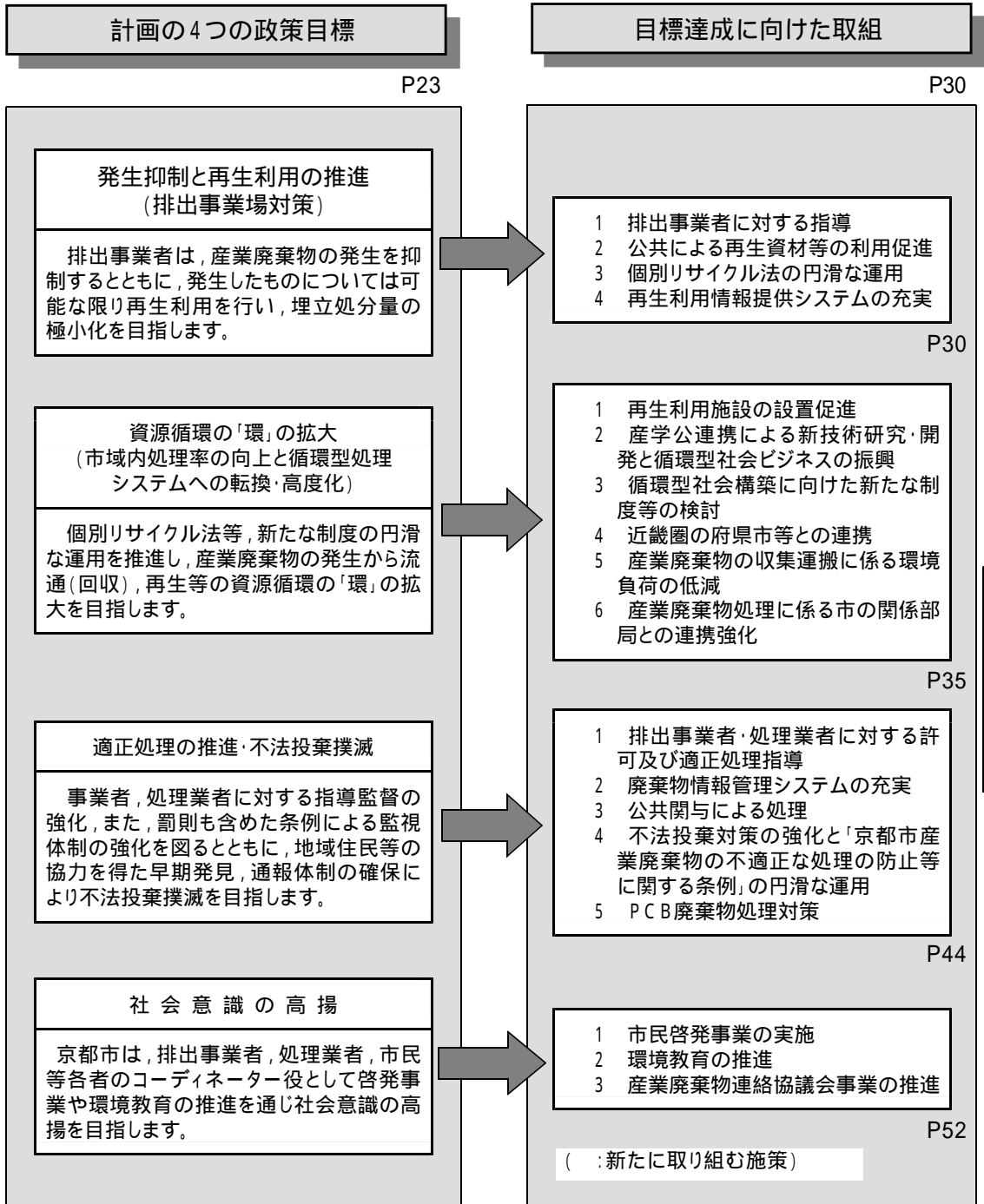
体系図



循環型社会の構築と 廃棄物処理に係る環境負荷の低減

新たな資源投入の削減等、循環型社会の構築を推進するとともに廃棄物の処理に係る環境への負荷に配慮した廃棄物処理システムへの転換を図ります。

P5



【産業廃棄物の処理に係る基本的な考え方】

- (1) 排出事業場における発生抑制
- (2) 発生したものは最大限 再使用, 再生利用
- (3) 可能な限り発生場所に近い地域で再生利用, 適正処理を行う
- (4) 「不法投棄をしない, させない, 見逃さない」という気運を盛り上げ, 市民・事業者・行政が一丸となって不適正処理防止に取り組む

計画期間:

平成16年度～平成22年度

数値目標基準年度:

平成13年度実績

目標年度:

平成22年度

6つの数値目標

P26

数値目標項目	目標値(目標年度:平成22年度)
発生抑制率(平成13年度比)	5%削減 (発生量:289.6万トン 274.4万トン)
再生利用率(平成13年度比)	4ポイント増 (28%:82.6万トン 32%:88.2万トン)
埋立処分量(平成13年度比)	50%削減 (13.8万トン 6.8万トン)
市内処理率(平成13年度比)	4ポイント増(52% 56%)
ISO14001認証取得事業所数	250件
KES認証取得事業所数	850件

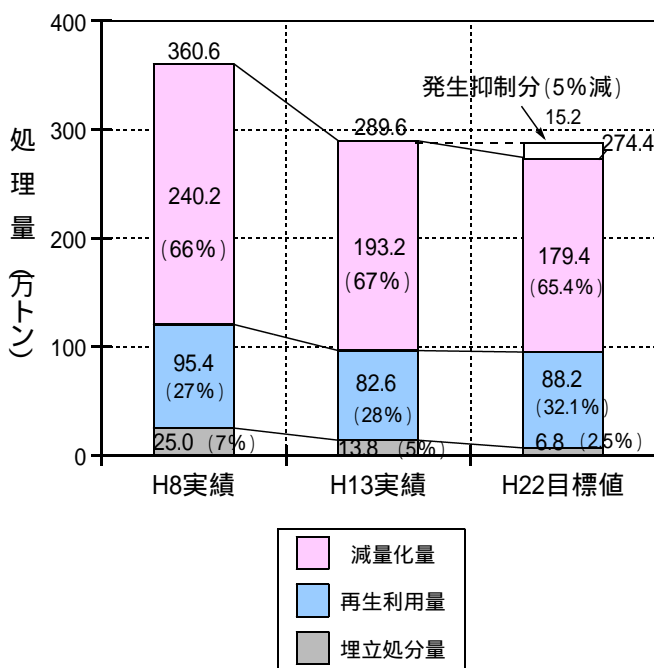
循環型社会とは

自然や伝統的な暮らしに学び生産者と消費者は、「よいものを長く使う」或いは「所有するのではなくサービスを利用する」ことを大切にする価値観を共有するとともに、主体的また協働して取組を進め、それを次世代に伝える社会

循環型社会ビジネスの振興による経済活動が活発化し、新たな鉱物資源や化石燃料の消費が極力抑制される社会

環境への負荷が考慮され、地域社会に開かれた施設の設置による「安全で安心」して暮らせるまちの形成

P22



計画の実施, 進行管理

年度	16	17	18	19	20	21	22	23~
計画期間	■	■	■	■	■	■	■	
計画進捗状況把握	■	■	■	■	■	■	■	
施策の評価・見直し	■	■	■	■	■	■	■	
実態調査実施						■		
第3次計画策定							■	
第3次計画施行								■

P59

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法をはじめ、各個別リサイクル法等の趣旨を踏まえ、また、京都市の総合計画や先に策定された「京都府循環型社会形成計画(平成15年3月)」等と連携を図りながら、市域の実状に合わせたより具体的な施策を定めるもので、平成15年12月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画(一般廃棄物処理基本計画)」とともに、廃棄物行政における車の両輪となるものです(図1-2-1参照)。

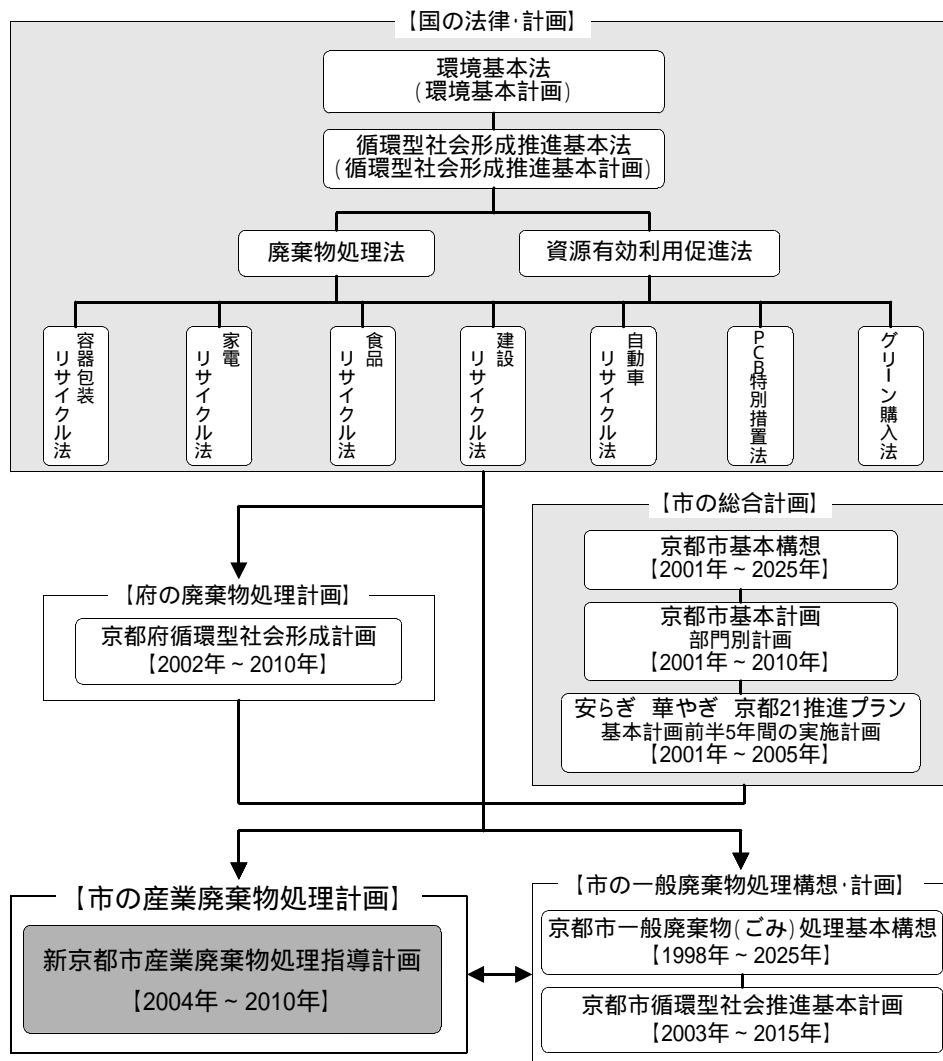


図1-2-1 循環型社会形成推進のための法*1体系及び市の上位計画等

*1 循環型社会形成推進のための関係法令

図中の法律の正式名称は以下のとおりです。なお、本計画では図中の略称で表示します。

- 廃棄物処理法 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- 資源有効利用促進法 : 「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- 容器包装リサイクル法 : 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
- 家電リサイクル法 : 「特定家庭用機器再商品化法」
- 食品リサイクル法 : 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
- 建設リサイクル法 : 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- 自動車リサイクル法 : 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
- PCB特別措置法 : 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」
- グリーン購入法 : 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

第3節 基本方針

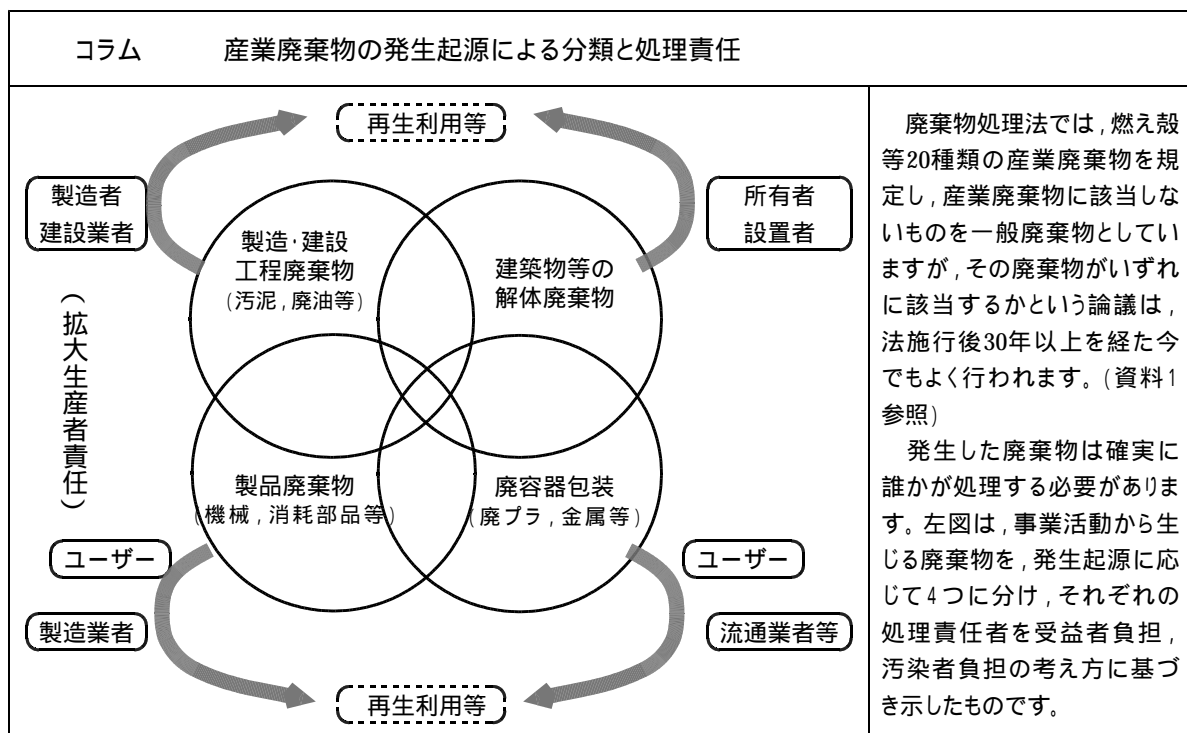
1 基本理念

< 循環型社会の構築と廃棄物処理に係る環境負荷の低減 >

人類の社会経済活動が、地球温暖化や天然資源の枯渇など人類の存続にとって憂慮すべき事態をもたらすことが明らかとなってきました。京都市では次の基本的な考え方に基づき新たな資源投入の削減など、循環型社会の構築を推進するとともに、廃棄物の処理に係る環境への負荷に配慮した廃棄物処理システムへの転換を図ります。

【産業廃棄物の処理に係る基本的な考え方】

- (1) 排出事業場における発生抑制
- (2) 発生したものは最大限 再使用, 再生利用
- (3) 可能な限り発生場所に近い地域で再生利用, 適正処理を行う
{
 - 京都市は、市域への流入に比べ流出が多い(図2-1-3参照)状況を踏まえ、可能な限り再生利用を行うとともに近畿圏内での連携のもと応分の役割を担う必要があります。}
- (4) 「不法投棄をしない、させない、見逃さない」という気運を盛り上げ、市民・事業者・行政が一丸となって不適正処理防止に取り組む



2 計画の期間

計 画 期 間 : 平成16年度～平成22年度

数値目標基準年度 : 平成13年度実績

目 標 年 度 : 平成22年度

(目標年度を平成22年度とした理由)

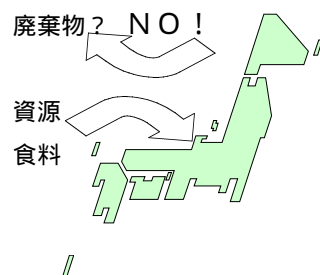
本計画で定めるべき具体的な施策は、概ね5年内至10年先を見据えて取り組むものが中心となることから、国^{*1}及び京都府^{*2}の目標年度並びに「京都市循環型社会推進基本計画」の中間目標年度にあわせ平成22年度としました。

コラム 循環型社会の暮らしを考える(地産・地消 から 地産・地消・地再へ)

日本には地産地消という考え方があり、かつては、その地域で採取、生産されたものをうまく利用し、それぞれの地域の気候風土に合った暮らしをしていました。まさに地域内で物質循環が完結し、おのずと自分たちの住む地域や自然環境を大切に思う心を育んでくれました。ところが今や我々の暮らしは、地球の反対側の途上国からも資源や食料が溢れんばかりにやってくるなど、自然循環の許容量を遙かに超えています。

京都市域における物質循環のフロー(資源やモノの移入・移出)を推計したところ、12年度1年間に移入は14.8百万トンあり、そのうち2百万トンが建築物や耐久財として市内に蓄積されています。これは将来廃棄物として出てくることになるものです。

今まさに、私たちの暮らす地域を見直し、地産地消に加え更に地再(その地域で再生利用)をも含めて考えていく必要があるのではないのでしょうか(資料8 京都市の市勢概況と物質循環 参照)。



(参考) 「京都市基本計画」に定める「環境共生型都市・京都」とは？

豊かな自然環境との調和を図りつつ市民の自主的な環境保全の取組を支援することで、ひとりひとりが暮らしに節度を持ち、環境への負担の少ない持続可能なまち

- (1) 「京のアジェンダ21フォーラム」を核とした環境問題への取組
- (2) 環境と共生するくらしの実現
- (3) 廃棄物を出さない循環型社会の構築

*1 国:廃棄物処理法基本方針

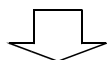
*2 京都府:京都府循環型社会形成計画

旧計画

平成11年「京都市産業廃棄物処理指導計画」の策定

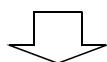
計画期間：平成11年度～15年度

目標年度：平成15年度

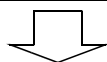


計画改訂の背景（「国及び社会の動き」）

大量生産，大量消費，大量廃棄型の社会
産業廃棄物の不法投棄，不適正処理の巧妙化，広域化



平成12年 「循環型社会元年」
循環型社会形成のための法整備(H12～H15)



循環型社会形成推進基本計画の策定(H15.3)

(各主体の取組)

国：各主体とのパートナーシップの育成，率先した循環型社会形成への取組

国民：ライフスタイルの見直し等

事業者：拡大生産者責任に基づく適正な3R・処分等

NPO・NGO：循環型社会形成への活動等

地方公共団体：法施行・コーディネーター

見直しのポイント

新たな数値目標設定

発生抑制：平成13年度比5%削減

市内処理率：52% 56% 他

政策目標の見直し

処理処分施設の設置促進

資源循環の「環」の拡大

（新たな施設設置だけでなく既存
業者の業態転換や収集運搬も含
めた総合的な環境負荷を考慮）

見直し

見直しのポイント

施策の見直し

・各機関との連携の強化と市民参
加の拡大

・不適正処理対策の強化

・PCB廃棄物処理対策 他

新計画

平成16年「新京都市産業廃棄物処理指導計画」の策定

計画期間：平成16年度～22年度

目標年度：平成22年度

図1-3-1 計画改訂の流れ